

【長崎県版】メードインふくしまロボット導入支援事業費補助金 募集要領

1. 募集期間

令和8年5月19日(火)～令和9年1月29日(金) (必着)

- ※ 申請書は、受理した順に審査します。書類に不備がある場合は受理できません。
審査の結果、補助の要件に合致し、適当であると認められた場合、交付決定となります。
- ※ 予算上限に達した場合、募集期間内であっても受付を締め切る場合があります。その際は、ホームページ等で公表します。

2. 事業目的

福島県では、重点産業としてロボット関連産業の振興に取り組んでおり、「ロボット産業革命の地ふくしま」の形成を目指しております。

令和6年6月に国家戦略特区「新技術実装連携“絆”特区」※1に、福島県が長崎県とともに指定され、買い物難民等の共通の地域課題を抱える両県が課題解決に取り組めるよう、メードインふくしまロボットのドローン導入に要する経費の一部を予算の範囲内で補助します。

※1 共通の課題を有する他の地域とも連携をしながら、迅速に規制・制度改革を進め、地域課題の解決を目指す、地方創生の新たな取組。福島県は長崎県とともに特区に指定されており、将来的にドローンによるオンデマンド配送を目指すこととしています。

※2 貸出目的でのメードインふくしまロボットの導入については、当事業の対象外とします。

3. 事業内容

長崎県内で自らの事業活動のために活用することを目的としてメードインふくしまロボットのうち、ドローンを導入する経費の一部を補助します。

本事業における「メードインふくしまロボット」とは、福島県内で製造又は開発されたドローンを指します。

国等の補助金との併用はできません（市町村単独事業の上乗せ補助を除く。）。

4. 補助の要件

(1) 補助対象事業者

- ① 長崎県内外の法人（公共機関も含む）、個人事業主
- ② 本事業を継続的に実施する能力及び資金を有すると認められること

- ※ 市町村、一部事務組合も対象となります。
- ※ 同一の事業者が所有する複数の事業所において補助事業を実施する場合、複数の事業所をまとめて申請することができます。

(2) 補助対象ドローン

次の条件すべてを満たすドローンであること

- ① 福島県内の事業所で製造※1又は開発※2されたドローンであること
 - ※1 福島県内の事業所で最終的な組み立て工程が行われていること（当該工程が軽微なものである場合を除く）
 - ※2 福島県内に本社及び当該ドローンの主要開発拠点を有していること
- ② 長崎県内で自らの事業活動のために活用することを目的として導入するドローン
- ③ 本事業における「メイドインふくしまロボット」であること
 - ※メイドインふくしまロボットカタログ「ふくロボ」に掲載があるドローンについては、補助対象ドローンとなります（カタログ掲載の製造事例は対象から除きます）。掲載がなくても、上記①～③の条件を満たすドローンであれば補助対象となります。

(3) 補助対象経費

機械装置費（ドローン、附帯的機器の導入に要する経費）

- ※ 附帯的機器には、ドローンを起動するため不可欠となる機器（コントローラー等）の購入の費用を含むものとします。ただし、メーカー推奨機器等、ドローンと一括購入する場合があります。
- ※ 原則として、消費税及び地方消費税抜きの金額を対象とします（公共機関等除く）。
- ※ 補助対象経費のうち、附帯的機器導入の額は、ドローン導入の額を上限とします。
- ※ 補助対象として認める経費は、同一のメイドインふくしまロボット、附帯的機器の販売価格や、類似商品について、概ね過去1年以内の価格設定などと比較して、適切な価格設定だと証明できるものに限ります。

(4) 補助率及び補助上限額

- 補助率 1 / 2
- 同一機種当たりの補助上限額合計 1, 500万円

(5) 申請に当たってのドローン製造者又は開発者との連携

「ふくロボ」カタログに掲載のないドローンに関しては、ドローンの製造者又は開発者に対して現地調査等を行い、以下①、②を満たしているか確認を行いますので、必ずドローンの製造者又は開発者と連携して申請を行ってください。

- ① 福島県内の事業所で製造又は開発されたドローンであること
- ② 補助対象経費の対象となるドローン、附带的機器の価格が適切に設定されていること

ドローンの製造者又は開発者の了解が得られず、現地調査等を行うことができない場合には、補助の要件を満たさないものとします。

また、同一機種当たりの補助上限額合計は、1,500万円までとします。

5. 申請方法

(1) 申請方法及び提出部数

郵送又は持参願います。(提出部数：正副本各1部)

(2) 提出書類

- ①メードインふくしまロボット導入支援事業費補助金交付申請書(様式第1号～第1-4号)
- ※ 金額の内訳は、明確に示してください。

《添付書類》

- ②見積書※原本1部、コピー1部
- ③対象のメードインふくしまロボット、附带的機器の概ね過去1年以内の販売価格を確認できる書類(令和8年 月 日以前に販売実績のないものについては、類似するメードインふくしまロボット、附带的機器の概ね過去1年以内の販売価格を示す書類)
- ④登記事項証明書(全部事項証明書)、個人にあっては住民票
※原本1部、コピー1部
- ⑤申請者の事業概要を確認できる書類(会社パンフレット等)
- ⑥直近2期分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含むもの)。その他の団体等の財務状況を明らかにすることができる書類
- ⑦長崎県税納税証明書(長崎県内各振興局税務所管部署が発行する県税に未納がないことを証明するもの)※原本1部、コピー1部
なお、長崎県税納税証明書が提出できない場合(長崎県内に拠点がない等)は、添付を省略できます。

- ⑧ドローン導入現場を確認できる書類（配置図・写真等）
 - ⑨暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式A）※原本1部、コピー1部
 - ⑩債権者登録申請書（様式B）
 - ⑪預金通帳の写し等、口座名義人や口座番号を確認できるもの
- ※以上の他、追加で書類の提出を求める場合があります。

(3) 留意事項

- 書類に不備がある場合は、受理できません。不明点などは事前に相談してください。
- 提出書類については返却しません。
- 補助金の申請や交付に関する情報については、長崎県企画部デジタル戦略課にも共有いたします。

(4) 提出・問い合わせ先（以下「機構」と表記）

〒975-0036

福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼152番55

公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島ロボットテストフィールド 事業部 連携課

電話：0244-25-2474

FAX：0244-25-2479

E-mail：robot2@fipo.or.jp

6. 審査及び交付決定等

(1) 審査

以下の点について審査の上、交付決定します。

- 補助事業の内容が、事業の目的や補助の要件に合致していること
- 補助事業の全体計画が適切であり、その実効性や継続性が確認できること
- 補助事業に要する経費（機器等の購入費、その他導入に係る費用）が妥当であること
- ドローンの製造者又は開発者への現地調査などを通じて、対象のドローンが福島県内で製造又は開発されたと確認できること
- 本事業におけるドローンと確認できること

(2) 交付決定通知

交付決定通知は審査後、順次申請者に通知します。

(3) 留意事項

- ① 交付決定前の発注・契約などの事前着手は、補助対象外となります。発注・契約などの購入手続きは、交付決定後としてください。
- ② 補助事業の内容又は補助対象経費の変更（軽微な変更を除く）、若しくは、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、メイドインふくしまロボット導入支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号～第2-1号）を機構に提出してください。

7. 補助金の支払い

(1) 完了報告

事業完了（購入・支払が完了した日）後、速やかにメイドインふくしまロボット導入支援事業費補助金完了報告書（様式第5号）を機構に提出してください。

(2) 実績報告

事業完了（購入・支払が完了した日）後、15日以内または令和9年2月末日のいずれか早い日までにメイドインふくしまロボット導入支援事業費補助金実績報告書（様式第6号）を機構に提出してください。

(3) 補助金の確定

補助金として補助事業者を支払う金額は、補助事業完了後の確定検査において確定します。そのため、補助金額は交付決定額以下となる

場合があります。

(4) 補助金の支払い

金額が確定後、メイドインふくしまロボット導入支援事業費補助金精算払請求書（様式第7号）を機構に提出してください。

8. その他

(1) 交付決定の取消

業務の遂行が明らかにできないと認められる場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

(2) 財産の処分の制限

50万円以上の補助対象機器は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に準じ、処分が制限されます。

(3) 情報発信への協力等

ドローン導入の状況について情報発信するとともに、広報等にもご協力ください。